

野洲養護学校教職員 4 人に対する停職処分について（見解）

7月21日、滋賀県教育委員会（以下、県教委）は、野洲養護学校の教諭4人に対して「教育公務員としての職の信用を著しく失墜させるものであり、上司の命令に従っておらず」として、停職1ヶ月の処分を言い渡しました。つづいて、記者発表を行い処分内容と理由を説明しました。

県教委による記者発表を受けて、報道機関は、この問題を一斉に報道しました。多くの報道は「滋賀県教育委員会が野洲養護学校の4人を停職の処分。教諭がベンチで生徒を脅す」（新幹線テロップ）、「養護学校教諭をいじめで処分」（NHK 大津放送局）、「乳首にベンチ...」（産経新聞）などと、まるで野洲養護学校の教職員が日常的に子どもをいじめているかのような雰囲気醸し出しています。情報を受けとる側にも、昨今、多く報道されている人権侵害事件と同一視する傾向があります。これは、日頃から子どもの発達と、その前提として子どもとの関わりづくりを心をくだく野洲養護学校の教職員の姿とは全く違うものです。指摘された教諭の行為には、反省し見直すべき問題が含まれています。たとえ「楽しい雰囲気づくり」という教育的意図があったとしても、生徒に対して「ベンチで乳首を挟んだら痛いやろうな」とその仕草をしたり、ベンチを歯に当てたり、衣服の上からオチンチンに触ったり、給食に無断で唐辛子をかけたりすることは、教育上許されないことです。関係教職員は今回指摘されている問題を深く真摯に受け止めて、反省し、今後、この様なことが起こらないようにすべきです。しかし、それは「脅し」、「いじめ」、「虐待」、「セクハラ」、「暴行」などでは一切ありません。これらのセンセーショナルな報道は、当該生徒の様子や教員との関係などの状況から見て事実と異なるものです。

当該生徒は、4月に転校してから3ヶ月で笑顔をたくさん見せるようになり、この件があった翌日も登校し、夏休みまで、ほとんど休まずに元気に登校して楽しい学校生活を送っています。本人も笑顔が増えた理由を、この件が起きて以降に「野洲養護学校に来てからですよ」と答えています。これがいまの現実です。

県教委は、4人のすべての件について「当該生徒に恐怖感や嫌悪感を抱かせ、精神的・肉体的に苦痛を与えた」ことを処分理由にしています。しかし、校長らが行った周りの生徒に対する聞き取りでは「嫌がっている生徒はいなかった」と答えています。当該生徒がこの件以降にも、処分された先生を以前と変わらずに慕って近寄ってきたことも分かっています。また、当該教諭の一人は処分の対象となったやりとりの場面を振り返って、「本人も大笑いしており、冗談として受け止めていると思った」と話しています。生徒に「苦痛を与えた」ことが処分の決め手になっていますが、このようなまわりの教職員や生徒たちの証言は無視されています。4人に対する個別の聞き取りはありましたが、断片的な事実の確認を目的にしており、県教委がこの事実を総合的に調査し検討した形跡が見られません。保護者による最初の「告発内容」が事実上の判断の基準になっていますが、今後の処理の仕方に禍根を残すものです。今回、もっとも大きな問題だと思われるのは、総合的

で正確な事実確認が行われないまま、処分が行われたことです。

県教委からの情報を受けて、校長は早い時期から「そんな甘いものではない、停職、免職もある」と話していました。今回の行為が子どもにどんな影響を与えたのか、教諭はどんな意図だったのか、行為に問題があるとすればどこか。4人の教諭を含めて、学校の中で徹底的な討論をするよう提起するのが県教委の役割です。県教委が、本来「教育活動上」の問題として検討すべき行為を、当初から「人権侵害」の事件であるかのように扱っていることは重大な問題です。

ここには、県教委の姿勢が反映しています。教育の背景やプロセスを踏まえた教育活動全体をとらえるのではなく、行為の断片を取り出して判断を下していることです。今回も、野洲養護学校に転校してきた当該生徒が、全体としてどんな変化を遂げているのかについては一顧だにしていません。現場教職員からは、当該生徒が、新しい学校(野洲養護学校)で新しい仲間や教職員とふれあい成長する姿が報告されています。「彼が最初に見せていた過剰な丁寧さや頑なさが消えていき、周りのやりとりを見て楽しんでいたが、その中に入ってみようとする姿が見られるようになり、満面の笑みで学校に通うようになった」と報告されています。当該生徒は、この件の後も当該教諭の一人に自分から話しかけるなど、うち解けた間柄になっています。今回の行為を点検し見直すことは大切ですが、野洲養護学校の教職員が、積み上げ工夫してきた「人格を育てる教育」の中心軸を台無しにしてはなりません。

以上のように県教委による今回の処分は、相当に異常なものであり、処分の撤回を求めます。こうした処分のあり方は、現場の教育活動の手足を縛り、教育の自主性や主体性を奪い、障害児教育を台無しにしてしまう危険性をはらんでいます。一番の犠牲になるのは、当該の生徒や障害児学校に通う生徒たちです。そして、多くの教職員がこれからの教育実践で子どもたちとどう関わっていけばいいかの見通しが持たなくなってしまいます。処分を知ったある学校の管理職は「こんなんやったら、何もできなくなる」と漏らしています。

私たちの一番の願いは、これまでどおり当該生徒が元気に登校し笑顔で学校生活を送り成長発達して行ってほしいということです。そして、4人の当該教諭が、当該生徒や保護者との関係を築き直して行ってほしいということです。私たちは、今回の問題をきっかけにして、これまでの障害児教育のあり方や実践について到達点と問題点を深く見つめ直し、反省すべきは反省し、正すべきは正し、新たな発展の契機にすべきだと考えます。それは、外部からの意見も率直に受け容れて、その学校の生徒と教職員と保護者が一緒になって、子どもたちの発達を保障する教育をすすめていくことです。

2010年7月23日

滋賀県公立高等学校教職員組合
滋賀県障害児教育教職員組合連絡協議会